

改正

平成29年3月27日告示第30号

令和5年3月29日告示第49号

令和6年3月25日告示第36号

新温泉町空き家バンク実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、町内にある空き家を有効活用して、移住定住促進と地域の活性化を図るために実施する空き家バンクに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に存在する物件で、居住、販売等を目的として建築され、現在居住していない建物及びその敷地をいう。ただし、賃貸借及び分譲を目的とする建物又は土地を除く。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他権利により、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 町内に存在する空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等からの申込みにより受けた情報を、空き家の利用を希望する者に対し、紹介を行うシステムをいう。  
(空き家の登録申込み等)

**第3条** 空き家バンクに空き家に関する情報の登録を受けようとする所有者等（以下「登録申込者」という。）は、空き家バンク登録申込書（様式第1号）及び空き家バンク登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあった場合、その内容等を確認の上、適当と認めるときは、空き家情報登録台帳（以下「空き家台帳」という。）に登録しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書（様式第3号）により当該登録申込者に通知するものとする。
- 4 町長は、必要に応じて当該空き家を調査することができる。
- 5 登録申込者は、前項の調査に協力しなければならない。
- 6 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクに登録することが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を薦めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

**第4条** 前条第3項の規定による登録の通知を受けた登録申込者（以下「空き家登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに空き家バンク登録変更届（様式第4号）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、町長に届け出なければならない。

(空き家台帳の登録の取消し)

**第5条** 町長は、空き家登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家台帳から当該登録を取消しするものとする。

- (1) 空き家登録者から登録の取消しの申出があったとき。

- (2) 所有権その他の権利に異動があったとき。
- (3) 登録から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより、再登録した場合は、この限りでない。
- (4) 申込内容を故意に偽って登録したことが判明したとき。
- (5) その他町長が適当でないとき。

2 前項第1号及び第2号の場合において、空き家登録者は空き家バンク登録取消申出書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、第1項の規定による登録の取消しをしたときは、空き家バンク登録取消通知書（様式第6号）により当該空き家登録者に通知するものとする。

（利用登録の申込み等）

**第6条** 空き家バンクによる空き家の情報の提供を受けようとする者（以下「利用申込者」という。）は、空き家バンク利用登録申込書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 空き家バンク利用者カード（様式第8号。以下「利用者カード」という。）
  - (2) 利用申込者及び同居する者の本人確認書類
- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当している者を利用者登録台帳（以下「利用者台帳」という。）に登録しなければならない。
- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、当町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できると認められる者
  - (2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動及び地域の行事又は活動への積極的な参加等を行うことにより地域の活性化に寄与しようとする者
  - (3) 空き農地を利用し、積極的に農業に従事し、地域の農業環境保全に寄与しようとする者
  - (4) その他町長が適当と認めた者

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク利用登録完了通知書（様式第9号）により当該利用申込者に通知するものとする。

（利用登録者にかかる登録事項の変更の届出）

**第7条** 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用申込者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに空き家バンク利用登録変更届（様式第10号）に変更箇所を記載した利用者カードを添えて、町長に届け出なければならない。

（利用者台帳の登録の取消し）

**第8条** 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者台帳から当該登録を取消しするものとする。

- (1) 利用登録者から登録の取消しの申出があったとき。
- (2) 空き家の利用の目的が第6条第2項の規定に該当しないこととなったとき。
- (3) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (4) 申込内容に虚偽があったとき。
- (5) 登録から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより、再登録をした場合は、この限りでない。
- (6) その他町長が適当でないとき。

2 前項第1号の場合において、利用登録者は空き家バンク利用登録取消申出書（様式第11

号)を町長に提出しなければならない。

- 3 町長は、第1項の規定による登録の取消しをしたときは、空き家バンク利用登録取消通知書(様式第12号)により当該利用登録者に通知するものとする。

(情報提供等)

**第9条** 町長は、空き家登録者及び利用登録者に対して、空き家台帳及び利用者台帳に登録された有用な情報を必要に応じて提供するものとする。

- 2 町長は、登録された情報の一部又は全部について、不正、偽りその他情報を提供することが不適切と認めるときは、提供した情報の一部又は全部を直ちに削除しなければならない。

(交渉の申込み及び通知)

**第10条** 空き家バンクに登録された空き家の購入又は賃借について交渉を希望する利用登録者は、交渉申込書(様式第13号)及び誓約書(様式第14号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による交渉申込書が提出されたときは、その内容について審査し、適当であると認めるときは、交渉申込通知書(様式第15号)により空き家登録者に通知するものとする。この場合において、当該登録者の代理又は次条に規定する媒介を行う者がある場合には、その者に対しても同様に通知するものとする。

- 3 町長は、前項の通知をしたときは、交渉通知完了書(様式第16号)により速やかに当該利用登録者に通知するものとする。

- 4 第2項の通知を受けた当該空き家登録者及び媒介を行う者は、遅滞なく当該利用登録者と交渉を行い、その結果を町長に報告しなければならない。

(空き家登録者と利用登録者の交渉等)

**第11条** 町長は、空き家登録者及び利用登録者との空き家に関する交渉並びに売買又は賃貸借の契約に媒介する行為については、直接これに関与しないものとする。

- 2 町長は、前項の媒介をする行為については、社団法人兵庫県宅地建物取引業協会但馬支部に依頼する。

(個人情報の取扱い)

**第12条** 第3条第2項及び第6条第2項の規定による空き家台帳及び利用者台帳に保有する個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び新温泉町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年新温泉町条例第5号)に定めるところによる。

(その他)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成29年3月27日告示第30号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則 (令和5年3月29日告示第49号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

#### 附 則 (令和6年3月25日告示第36号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。